

成田市地域防災計画新旧対照表【震災対策計画】

現行				改正案			
第 1 章				第 1 章			
第 1 節 災害応急活動体制				第 1 節 災害応急活動体制			
1 市職員の配備				1 市職員の配備			
(1) 配備基準				(1) 配備基準			
市内で地震を観測した場合、震度等の状況に応じて、職員は以下の配備体制をとる。				市内で地震を観測した場合、震度等の状況に応じて、職員は以下の配備体制をとる。			
■市職員の配備基準				■市職員の配備基準			
配備種別		配備基準		配備種別		配備基準	
警戒体制	警戒配備	○ 市内の震度が「5弱」を記録したとき（自動配備）	災害対策本部を設置せずに、総務部長指揮の下、平常時での体制で活動に当たる。	警戒体制	警戒配備	○ 市内の震度が「5弱」を記録したとき（自動配備）	災害対策本部を設置せずに、総務部長指揮の下、平常時での体制で活動に当たる。
		○ <u>気象庁が「東海地震注意情報」を公表したとき</u>				○ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき	
非常体制	第1配備	○ 市内の震度が「5強」を記録したとき（自動配備）	災害対策本部を設置し、本部長指揮の下、配備基準に応じた配備体制で活動に当たる。	非常体制	第1配備	○ 市内の震度が「5強」を記録したとき（自動配備）	災害対策本部を設置し、本部長指揮の下、配備基準に応じた配備体制で活動に当たる。
		○ <u>内閣総理大臣が東海地震における「警戒宣言」を公表したとき</u>				○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき	

現行			改正案		
	第2 配備	○ 市内の震度が「6弱」を記録したとき (自動配備) ○ 地震により市域で局地的災害が発生したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき		第2 配備	○ 市内の震度が「6弱」を記録したとき (自動配備) ○ 地震により市域で局地的災害が発生したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき
	第3 配備	○ 市内の震度が「6強」以上を記録したとき(自動配備) ○ 市内全域に大規模な災害が発生したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき		第3 配備	○ 市内の震度が「6強」以上を記録したとき(自動配備) ○ 市内全域に大規模な災害が発生したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたとき
(略)			(略)		
3 非常体制			3 非常体制		
(略)			(略)		
(1) 非常体制の配備			(1) 非常体制の配備		
非常体制の配備種別、活動内容、指揮者及び配備を要する部署は、以下のとおりである。			非常体制の配備種別、活動内容、指揮者及び配備を要する部署は、以下のとおりである。		

現行				改正案							
配備種別	活動内容	指揮者	動員対象職員	配備種別	活動内容	指揮者	動員対象職員				
第1配備	(略)	(略)	(略)	第1配備	(略)	(略)	(略)				
第2配備	(略)	(略)	(略)	第2配備	(略)	(略)	(略)				
第3配備	(略)	(略)	(略)	第3配備	(略)	(略)	(略)				
<p>※災害対策本部動員表は、市各部より報告を受けた「災害対策本部動員計画」に基づき、対策本部事務局が作成し、職員に配布する（災害対策本部の動員に関する詳細は、「共通編 第2章 第7節 1（2）初動体制の確立」を参照のこと。）。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害対策本部の組織編成、事務分掌</p> <p>(略)</p> <p>■災害対策本部の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>事務分掌</td> </tr> </table>				区分	事務分掌	<p>※災害対策本部動員表は、市各部より報告を受けた「災害対策本部動員計画」に基づき、対策本部事務局が作成し、職員に配布する（災害対策本部の動員に関する詳細は、「共通編 第2章 第7節 1（2）初動体制の確立」を参照のこと。）。</p> <p>※配備基準に照らして第1配備をとった場合、第1配備の中でローテーションをしながら災害業務に従事すること。第2配備は第1配備に対しての増員・増強であり、第1配備・第2配備で交互にローテーションを組むものではないことに留意すること。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害対策本部の組織編成、事務分掌</p> <p>(略)</p> <p>■災害対策本部の事務分掌</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>事務分掌</td> </tr> </table>				区分	事務分掌
区分	事務分掌										
区分	事務分掌										

現行			改正案		
部事務 局共通	(略)		部事務 局共通	(略)	
市各部 共通事 項	(略)		市各部 共通事 項	(略)	
【部】 ◎部長 ■部事務局	構成課	事務分掌	【部】 ◎部長 ■部事務局	構成課	事務分掌
【対策本部事 務局】 ◎総務部長	(略)	(略)	【対策本部事 務局】 ◎総務部長	(略)	(略)
【総務部】 ◎総務部長 ■総務課	(略)	(略)	【総務部】 ◎総務部長 ■総務課	(略)	(略)
【企画政策 部】 ◎企画政策部 長 ■企画政策課	(略)	(略)	【企画政策 部】 ◎企画政策部 長 ■企画政策課	(略)	(略)
【財政部】 ◎財政部長 ■財政課	(略)	(略)	【財政部】 ◎財政部長 ■財政課	(略)	(略)
【空港部】 ◎空港部長 ■空港地域振 興課	(略)	(略)	【空港部】 ◎空港部長 ■空港地域振 興課	(略)	(略)
【シティ^oプロモーション 部】 ◎シティ ^o プロモーション	(略)	(略)	【シティ^oプロモーション 部】 ◎シティ ^o プロモーション	(略)	(略)

現行			改正案		
部長 ■観光プロモーション課			部長 ■観光プロモーション課		
【市民生活部】 ◎市民生活部長 ■市民課	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安否情報に関すること ・災害相談窓口の設置に関すること ・防犯に関すること ・要配慮者の支援に関すること ・交通機関（鉄道・バス）との連絡調整に関すること ・交通規制及び道路情報の収集に関すること ・帰宅困難者・滞留者への情報提供の補助に関すること ・被災者台帳の作成・活用等に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の埋葬（埋葬許可証の交付）に関すること ・避難所の開設・運営支援に関すること 	【市民生活部】 ◎市民生活部長 ■市民課	保険年金課 市民協働課 交通防犯課 下総支所 大栄支所	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安否情報に関すること ・災害相談窓口の設置に関すること ・自治会等への情報提供に関すること ・NPO 法人との連絡調整に関すること ・防犯に関すること ・要配慮者の支援に関すること ・交通機関（鉄道・バス）との連絡調整に関すること ・交通規制及び道路情報の収集に関すること ・帰宅困難者・滞留者への情報提供の補助に関すること ・被災者台帳の作成・活用等に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・遺体の埋葬（埋葬許可証の交付）に関すること ・避難所の開設・運営支援に関すること
【環境部】 ◎環境部長 ■環境計画課	(略)	(略)	【環境部】 ◎環境部長 ■環境計画課	(略)	(略)

現行			改正案		
【福祉部】 ◎福祉部長 ■社会福祉課	(略)	(略)	【福祉部】 ◎福祉部長 ■社会福祉課	(略)	(略)
【健康こども部】 ◎健康こども部長 ■子育て支援課	(略)	(略)	【健康こども部】 ◎健康こども部長 ■子育て支援課	(略)	(略)
【経済部】 ◎経済部長 ■商工課	(略)	(略)	【経済部】 ◎経済部長 ■商工課	(略)	(略)
【土木部】 ◎土木部長 ■土木課	(略)	(略)	【土木部】 ◎土木部長 ■土木課	(略)	(略)
【都市部】 ◎都市部長 ■都市計画課	(略)	(略)	【都市部】 ◎都市部長 ■都市計画課	(略)	(略)
【水道部】 ◎水道部長 ■業務課	(略)	(略)	【水道部】 ◎水道部長 ■業務課	(略)	(略)
【教育部】 ◎教育部長 ■教育総務課	(略)	(略)	【教育部】 ◎教育部長 ■教育総務課	(略)	(略)
【消防本部】 ◎消防長 ■消防総務課	(略)	(略)	【消防本部】 ◎消防長 ■消防総務課	(略)	(略)
【協力部】	(略)	(略)	【協力部】	(略)	(略)

現行			改正案		
◎会計管理者 ■会計室			◎会計管理者 ■会計室		
(略)			(略)		
(6) 災害対策本部の運営			(6) 災害対策本部の運営		
ア 災害対策本部の構成員			ア 災害対策本部の構成員		
(略)			(略)		
イ 本部員会議			イ 本部員会議		
災害応急・復旧対策について協議するため、災害対策本部室に本部員会議を招集する。			災害応急・復旧対策について協議するため、災害対策本部室に本部員会議を招集する。		
① 本部員会議は、本部長、副本部長、本部長付及び災害応急活動に当たる本部員で構成する。			① 本部員会議は、本部長、副本部長、本部長付及び災害応急活動に当たる本部員で構成する。		
③ 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集するものとし、会議は、原則として災害対策本部室で開催する。			③ 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集するものとし、会議は、原則として災害対策本部室で開催する。		
③ 本部員会議には、本部員補佐、対策本部事務局員及び必要により市各部の職員を伴って会議に出席することができる。			③ 本部員会議には、本部員補佐、対策本部事務局員及び必要により市各部の職員を伴って会議に出席することができる。		
<u>(新設)</u>			<u>④ 本部長は、必要に応じて防災関係機関に対して、本部員会議への出席を求める。</u>		
(略)			(略)		
4 災害対応拠点設置予定場所			4 災害対応拠点設置予定場所		

現行				改正案			
<p>本部長は、市域及び周辺市町村の被災状況等を鑑みて、災害対策本部が実施する災害応急活動の拠点場所を以下のとおり設置する。</p> <p>■災害対応拠点設置予定場所</p>				<p>本部長は、市域及び周辺市町村の被災状況等を鑑みて、災害対策本部が実施する災害応急活動の拠点場所を以下のとおり設置する。</p> <p>■災害対応拠点設置予定場所</p>			
種類		設置場所	備考	種類		設置場所	備考
本部	災害対策本部	災害対策本部室：市庁舎3階庁議室 事務局：市庁舎401・402会議室 市各部：市各部執務場所	業務継続計画に基づき代替場所を設置する。	本部	災害対策本部	災害対策本部室：市庁舎3階庁議室 事務局：市庁舎401・402会議室 市各部：市各部執務場所	業務継続計画に基づき代替場所を設置する。 <u>災害対策本部・事務局については、災害の規模に応じて大会議室への設置も考慮する。</u>
	情報集約拠点	<資料編5-2>に記載	—		情報集約拠点	<資料編5-2>に記載	—
	プレスセンター	市庁舎3階記者クラブ	—		プレスセンター	市庁舎3階記者クラブ	—
	記者会見場	市庁舎3階庁議室	—		記者会見場	市庁舎3階庁議室	—
避難	指定緊急避難場所	<資料編2-5>に記載 <資料編7-1>に記載	—	避難	指定緊急避難場所	<資料編2-5>に記載 <資料編7-1>に記載	—
	指定避難所	<資料編2-5>に記載 <資料編7-1>に記載	—		指定避難所	<資料編2-5>に記載 <資料編7-1>に記載	—
	<u>自主避難所</u>	<u><資料編2-5>に記載</u>	<u>—</u>		<u>早期開設避難所</u>	<u><資料編2-5>に記載</u>	<u>—</u>

現行					改正案				
			<u>＜資料編 7-1＞ に記載</u>					<u>＜資料編 7-1＞ に記載</u>	
	福祉避難所		＜資料編 2-5＞ に記載 ＜資料編 7-2＞ に記載	市の管理する公共施設、協定締結施設等に設置する。		<u>一次避難所</u>		<u>＜資料編 2-5＞ に記載</u> <u>＜資料編 7-1＞ に記載</u>	＝
	帰宅困難者支援	一時滞在施設	＜資料編 2-5＞ に記載 ＜資料編 7-3＞ に記載	－		<u>二次避難所</u>		<u>＜資料編 2-5＞ に記載</u> <u>＜資料編 7-1＞ に記載</u>	＝
		帰宅困難要配慮者支援施設	＜資料編 2-5＞ に記載	協定締結施設に設置する。		福祉避難所		＜資料編 2-5＞ に記載 ＜資料編 7-2＞ に記載	市の管理する公共施設、協定締結施設等に設置する。
活動部隊	消防・警察・自衛隊集結地	消防	北羽鳥多目的広場	－	帰宅困難者支援	一時滞在施設		＜資料編 2-5＞ に記載 ＜資料編 7-3＞ に記載	－
		自衛隊	大谷津運動公園	－		帰宅困難要配慮者支援施設		＜資料編 2-5＞ に記載	協定締結施設に設置する。
		警察	北羽鳥多目的広場	－					
	相互応援市町村の詰所		もりんぴあこうづ	－		消防・警察・自衛隊集結地	消防	北羽鳥多目的広場	－
	臨時ヘリポート			＜資料編 8-4＞ に記載	市指定の施設に設置する。		自衛隊	大谷津運動公園	－
医療救護	救護本部		保健福祉館	－		警察	北羽鳥多目的広場	－	
	応急救護所		指定避難所	－	活動部隊	相互応援市町村の詰所		もりんぴあこうづ	－
生活・ライフライン	食料・物資集配拠点		＜資料編 7-4＞ に記載	市指定の施設に設置する。		臨時ヘリポート		＜資料編 8-4＞ に記載	市指定の施設に設置する。
	給水拠点		＜資料編 7-7＞ に記載						

現行				改正案			
	下水道対応拠点	土木部下水道課内	代替場所は市庁舎内会議室とする。	医療 救護	救護本部	保健福祉館	—
					応急救護所	指定避難所	—
	災害ボランティアセンター	保健福祉館	—	生活・ ライ フライン	食料・物資集配拠点	<資料編7-4> に記載	市指定の施設に設置する。
	ペットの収容所	避難所周辺で確保	—		給水拠点	<資料編7-7> に記載	
	応急仮設住宅建設場所	<資料編7-8> に記載	市指定の施設に設置する。		下水道対応拠点	土木部下水道課内	代替場所は市庁舎内会議室とする。
がれき等の仮置き場	<資料編7-9> に記載	—	災害ボランティアセンター		保健福祉館	—	
			ペットの収容所		避難所周辺で確保	—	
窓口	災害相談窓口	市民生活部	—	応急仮設住宅建設場所	<資料編7-8> に記載	市指定の施設に設置する。	
調査・ 証明	被災建築物の応急危険度判定の実施	土木部	—	がれき等の仮置き場	<資料編7-9> に記載	—	
	被災宅地危険度判定の実施	都市部	—	窓口	災害相談窓口	市民生活部	—
	住家の被害認定調査の本部	財政部	—	調査・ 証明	被災建築物の応急危険度判定の実施	土木部	—
	罹災証明書発行場所	財政部	—		被災宅地危険度判定の実施	都市部	—
遺体	遺体安置所	八富成田斎場	—		住家の被害認定調査の本部	財政部	—
	火葬場	八富成田斎場	市の斎場で火葬できない場合は「千葉県広域火葬計画」に定めるところによる。		罹災証明書発行場所	財政部	—
				遺体	遺体安置所	八富成田斎場	—

現行	改正案		
<p>第2節 災害救助法の適用</p> <p>2 災害救助法の適用手続き (略)</p> <p>(3) 災害救助法の対象数量及び適用期間 災害救助法の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は、知事に対して行うが、期間延長申請は救助期間内に行う必要がある。</p> <p>4 災害救助法が適用された場合の事務等 (1) 災害救助法に関わる事務</p>		火葬場	<p>八富成田斎場</p> <p>市の斎場で火葬できない場合は「千葉県広域火葬計画」に定めるところによる。</p>
	<p>第2節 災害救助法の適用</p> <p>2 災害救助法の適用手続き (略)</p> <p>(3) 災害救助法の方法及び期間等 <u>災害救助法が適用された場合の応急救助方法及び期間等については、「災害救助法による救助の種類・方法・期間等」に準ずる。</u> <u>なお、「災害救助法による救助の種類・方法・期間等」による救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。</u> <u><資料編12-2 災害救助法による救助の種類・方法・期間等></u></p> <p>4 災害救助法が適用された場合の事務等 (1) 災害救助法に関わる事務</p>		

現行	改正案																								
<p>災害救助法が適用され、各種災害対応を実施した場合、担当する市各部は災害応急活動に関わる帳簿類を整え、福祉部に報告する。</p> <p>なお、費用の支弁対象等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成29年3月31日内閣府通知）」に準じて行う。</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>3 災害情報等の収集</p> <p>（略）</p> <p>（2）被害調査の実施体制</p> <p>■調査項目と担当部署・関係機関</p> <table border="1" data-bbox="309 871 1079 1256"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>担当部署</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者、負傷者、行方不明者の状況</td> <td>福祉部、健康こども部、消防本部、消防団</td> <td>警察、自衛隊 (公社)印旛市郡医師会等</td> </tr> <tr> <td>全壊・半壊・一部損壊の状況</td> <td>財政部</td> <td>(一社)千葉県建築士会 (公社)千葉県建築士事務所協会</td> </tr> <tr> <td>全焼・半焼の状況</td> <td>消防本部</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	担当部署	関係機関	死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉部、健康こども部、消防本部、消防団	警察、自衛隊 (公社)印旛市郡医師会等	全壊・半壊・一部損壊の状況	財政部	(一社)千葉県建築士会 (公社)千葉県建築士事務所協会	全焼・半焼の状況	消防本部	—	<p>災害救助法が適用され、各種災害対応を実施した場合、担当する市各部は災害応急活動に関わる帳簿類を整え、福祉部に報告する。</p> <p>なお、費用の支弁対象等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和元年10月23日内閣府告示）」に準じて行う。</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>3 災害情報等の収集</p> <p>（略）</p> <p>（2）被害調査の実施体制</p> <p>■調査項目と担当部署・関係機関</p> <table border="1" data-bbox="1182 871 1953 1256"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>担当部署</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者、負傷者、行方不明者の状況</td> <td>福祉部、健康こども部、消防本部、消防団</td> <td>警察、自衛隊 (公社)印旛市郡医師会等</td> </tr> <tr> <td>全壊・半壊・一部損壊の状況</td> <td>財政部</td> <td>(一社)千葉県建築士会 (公社)千葉県建築士事務所協会</td> </tr> <tr> <td>全焼・半焼の状況</td> <td>消防本部</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	担当部署	関係機関	死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉部、健康こども部、消防本部、消防団	警察、自衛隊 (公社)印旛市郡医師会等	全壊・半壊・一部損壊の状況	財政部	(一社)千葉県建築士会 (公社)千葉県建築士事務所協会	全焼・半焼の状況	消防本部	—
調査項目	担当部署	関係機関																							
死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉部、健康こども部、消防本部、消防団	警察、自衛隊 (公社)印旛市郡医師会等																							
全壊・半壊・一部損壊の状況	財政部	(一社)千葉県建築士会 (公社)千葉県建築士事務所協会																							
全焼・半焼の状況	消防本部	—																							
調査項目	担当部署	関係機関																							
死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉部、健康こども部、消防本部、消防団	警察、自衛隊 (公社)印旛市郡医師会等																							
全壊・半壊・一部損壊の状況	財政部	(一社)千葉県建築士会 (公社)千葉県建築士事務所協会																							
全焼・半焼の状況	消防本部	—																							

現行			改正案		
応急危険度判定	土木部、都市部	(一社) 千葉県建築士会 (公社) 千葉県建築士事務所協会	応急危険度判定	土木部、都市部	(一社) 千葉県建築士会 (公社) 千葉県建築士事務所協会
公共建物 (官公署庁舎、公民館等)	財政部、市各部(平常時の施設管理者)	各官公署	公共建物 (官公署庁舎、公民館等)	財政部、市各部(平常時の施設管理者)	各官公署
その他 (倉庫、土蔵、車庫等)	関係各部(平常時の施設管理者)	—	その他 (倉庫、土蔵、車庫等)	関係各部(平常時の施設管理者)	—
農林水産業の被害状況	経済部	千葉県農業事務所、成田市農業協同組合	農林水産業の被害状況	経済部	千葉県農業事務所、成田市農業協同組合
商工業の被害状況	経済部	成田商工会議所	商工業の被害状況	経済部	成田商工会議所、 <u>成田市東商工会</u>
文教施設・文化財の被害状況	教育部	—	文教施設・文化財の被害状況	教育部	—
医療機関の被害状況	健康こども部	(公社) 印旛市郡医師会等	医療機関の被害状況	健康こども部	(公社) 印旛市郡医師会等
道路、橋梁の被害状況	土木部	成田土木事務所 千葉国道事務所	道路、橋梁の被害状況	土木部	成田土木事務所 千葉国道事務所
河川、水路等の被害状況	土木部	成田土木事務所	河川、水路等の被害状況	土木部	成田土木事務所
上水道施設の被害状況	水道部	千葉県企業局船橋水道事務所成田支所 他水道事業者(県企業局を除く)	上水道施設の被害状況	水道部	千葉県企業局船橋水道事務所成田支所 他水道事業者(県企業局を除く)

現行			改正案		
下水道施設の被害状況	土木部	県	下水道施設の被害状況	土木部	県
ごみ処理施設等の被害状況	環境部	—	ごみ処理施設等の被害状況	環境部	—
し尿処理施設の被害状況	環境部	—	し尿処理施設の被害状況	環境部	—
火葬施設の被害状況	環境部	—	火葬施設の被害状況	環境部	—
土砂災害の被害状況	土木部	—	土砂災害の被害状況	土木部	—
電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況		東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、(一社)千葉県LPガス協会、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、京成電鉄(株)、芝山鉄道(株)	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況		東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、(一社)千葉県LPガス協会、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、京成電鉄(株)、芝山鉄道(株)
(略)			(略)		
第7節 避難対策			第7節 避難対策		
5 避難所の運営			5 避難所の運営		
避難所の運営に際しては、開設したすべての指定避難所の避難者数などを把握したうえで、避難所としてより整備されている拠点指定避難所への避難者の集約を検討する。			避難所の運営に際しては、開設したすべての指定避難所の避難者数などを把握したうえで、避難所としてより整備されている拠点指定避難所への避難者の集約を検討する。		

現行	改正案
<p>避難所の運営主体は、自治会等の地域団体及び避難者による自主運営組織（避難所運営委員会）とし、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図っていく。</p> <p>なお、避難所運営の詳細については、「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」を参照のこと。また、避難所での防疫・清掃・し尿処理等については、「災害応急対策編 第1章 第9節 防疫・清掃・廃棄物処理」を参照のこと。</p> <p>（略）</p> <p>第9節 防疫・清掃・廃棄物処理</p> <p>4 廃棄物の処理</p> <p>（略）</p> <p>（1）発生量の推計</p> <p>環境部は、原則として災害廃棄物対策指針（環境省）、<u>千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針</u>及び<u>千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン</u>で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p>	<p>避難所の運営主体は、自治会等の地域団体及び避難者による自主運営組織（避難所運営委員会）とし、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図っていく。</p> <p>なお、避難所運営の詳細については、「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」を参照のこと。また、避難所での防疫・清掃・し尿処理等については、「災害応急対策編 第1章 第9節 防疫・清掃・廃棄物処理」を、<u>新型コロナウイルス感染症対応については、「新型コロナウイルス感染症対応の手引き」</u>を参照のこと。</p> <p>（略）</p> <p>第9節 防疫・清掃・廃棄物処理</p> <p>4 廃棄物の処理</p> <p>（略）</p> <p>（1）発生量の推計</p> <p>環境部は、原則として災害廃棄物対策指針（環境省）、<u>千葉県災害廃棄物処理計画</u>及び<u>成田市災害廃棄物処理計画</u>で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p>

現行		改正案	
第13節 災害派遣・応援要請		第13節 災害派遣・応援要請	
項目	担当	項目	担当
1 公共的団体及び民間団体への協力依頼	市各部	1 公共的団体及び民間団体への協力依頼	市各部
<u>2</u> 自衛隊の災害派遣・受入れ	対策本部事務局、都市部、県、自衛隊	<u>2</u> <u>広域応援受入</u>	<u>市各部、県</u>
<u>3</u> 自治体等への応援要請	対策本部事務局、県、指定地方行政機関、県内市町村	<u>3</u> 自衛隊の災害派遣・受入れ	対策本部事務局、都市部、県、自衛隊
<u>4</u> 消防の広域応援要請	消防本部、県、県内市町村	<u>4</u> 自治体等への応援要請	対策本部事務局、県、指定地方行政機関、県内市町村
<u>5</u> 水道・下水道事業者の相互応援	水道部、土木部、県、県内市町村	<u>5</u> 消防の広域応援要請・ <u>受入れ</u>	消防本部、県、県内市町村
<u>6</u> 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣要請	対策本部事務局	<u>6</u> 水道・下水道事業者の相互応援	水道部、土木部、県、県内市町村
		<u>7</u> 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣要請	対策本部事務局
■対策の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地震等の規模と市域の被害状況に応じ、千葉県を通じて自衛隊に災害派遣を要請し、大谷津運動公園に受入場所を設置する。 ▶ 地震等の規模と市域の被害状況に応じ、協定に基づいて県内市町村、協定締結先に応援を要請する。 ▶ 応援の受入れ、情報連絡等のために、市役所に窓口を設置す 		■対策の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地震等の規模と市域の被害状況に応じ、<u>千葉県と連携し、広域防災拠点を開設し、消防と警察の救援部隊を受け入れる。</u><u>また、</u>千葉県を通じて自衛隊に災害派遣を要請し、大谷津運動公園に受入場所を設置する。 ▶ 地震等の規模と市域の被害状況に応じ、協定に基づいて県内市町村、協定締結先に応援を要請する。 	

現行	改正案
<p data-bbox="241 280 1084 344" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">る。</p> <p data-bbox="338 453 389 485">(略)</p> <p data-bbox="622 549 703 580">(新設)</p> <p data-bbox="241 791 604 871"><u>2</u> 自衛隊の災害派遣・受入 (略)</p> <p data-bbox="241 935 577 1015"><u>3</u> 自治体等への応援要請 (略)</p> <p data-bbox="241 1078 551 1158"><u>4</u> 消防の広域応援要請 (略)</p> <p data-bbox="241 1222 689 1302"><u>5</u> 水道・下水道事業者の相互応援 (略)</p>	<p data-bbox="1122 280 1939 392" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">▶ 応援の受入れ、情報連絡等のために、市役所に窓口を設置する。</p> <p data-bbox="1211 453 1263 485">(略)</p> <p data-bbox="1115 549 1397 580"><u>2</u> 広域応援受け入れ <u>災害時、県は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、救援部隊等を受け入れる広域防災拠点</u>を北羽鳥多目的広場に開設する。<u>市各部は、県の要請に基づき、開設を支援する。</u></p> <p data-bbox="1115 791 1478 871"><u>3</u> 自衛隊の災害派遣・受入 (略)</p> <p data-bbox="1115 935 1451 1015"><u>4</u> 自治体等への応援要請 (略)</p> <p data-bbox="1115 1078 1424 1158"><u>5</u> 消防の広域応援要請 (略)</p> <p data-bbox="1115 1222 1563 1302"><u>6</u> 水道・下水道事業者の相互応援 (略)</p>

現行	改正案
<p>6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請 （略）</p> <p>第14節 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>8 空港施設</p> <p>（2）成田国際空港（株）による活動</p> <p>イ 運行対策</p> <p>■成田国際空港（株）の運行措置</p> <div data-bbox="311 678 1088 874" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空各社に対して、乗客等の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。 ○ 滑走路、空港設備等の点検を実施する。 ○ 成田空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。 </div> <p>第15節 保育・文教対策 （略）</p> <p>第16節 住宅対策 （略）</p> <p>第17節 ボランティアへの対応 （略）</p>	<p>7 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請 （略）</p> <p>第14節 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>8 空港施設</p> <p>（2）成田国際空港（株）による活動</p> <p>イ 運行対策</p> <p>■成田国際空港（株）の運航措置</p> <div data-bbox="1184 678 1962 874" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空各社に対して、乗客等の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。 ○ 滑走路、空港設備等の点検を実施する。 ○ 成田空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。 </div> <p>第15節 保育・文教対策 （略）</p> <p>第16節 住宅対策 （略）</p> <p>第17節 ボランティアへの対応 （略）</p>

現行	改正案
第18節 要配慮者への対応 (略)	第18節 要配慮者への対応 (略)
第19節 帰宅困難者等対策 (略)	第19節 帰宅困難者等対策 (略)